

家畜防疫互助事業

○ 乳用牛・肉用牛・養豚農家の皆様へ ○
万一の「口蹄疫、豚熱等」の発生に備えて

家畜防疫互助事業

口蹄疫、豚熱等の伝播力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす疾病が万一発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積立を行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに国が補助する事業です。

このことにより、発生農場や周辺農場の負担を最小限にとどめ、安心して経営を維持、継続することができます。

事業のポイント 1

1. この事業の対象となる家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚熱」及び「豚熱」の5疾病です。
2. 事業実施期間は令和3年度～5年度までの3年間で
す。
3. 契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入
できません。
4. 追加加入は新規就農者のみ。

事業のポイント 2

5. 加入者は、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、家畜の所有者として、飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
6. 飼養衛生管理基準を遵守していないことが明らかとなった場合、互助金を返還又は減額される可能性がございます。

飼養衛生管理基準とは

飼養衛生管理基準は、口蹄疫や豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の衛生管理の方法について家畜の所有者が遵守すべき基準として農林水産大臣が定めたものです。

この飼養衛生管理基準は全畜種で定められており、最近の豚熱の発生や鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、令和3年9月に全畜種の基準が見直されています。

農家の皆様は、お近くの家畜保健衛生所と緊密な連携を行い、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

生産者積立金単価

区分		家畜の種類	積立金単価
乳用牛		24か月齢以上	245円
		24か月齢未満	90円
肉用牛		繁殖雌牛(24か月齢以上)	235円
		繁殖雌牛(24か月齢未満、子牛を含む)	125円
		肥育牛(子牛を含む)	
		交雑種肥育牛	95円
		乳用種肥育牛	90円
豚	家族型	繁殖用種豚(雌)	375円
		繁殖用種豚(雄)	
		肥育豚	105円
	企業型	繁殖用種豚(雌)	390円
		繁殖用種豚(雄)	
		肥育豚	110円

経営支援互助金とその単価

・乳用牛

家畜の種類	上限単価
24か月齢以上	193,000円
雌、12か月齢以上24か月齢未満	28,000円
子牛(雌、12か月齢未満)	23,000円

経営支援互助金とその単価

・肉用牛

区分	家畜の種類	上限単価
肉専用	繁殖雌牛(24か月齢以上)	186,000円
	繁殖雌牛(12か月齢以上24か月齢未満)	58,000円
	肥育牛(雌、12か月齢以上)	
	肥育牛(雄、12か月齢以上)	
	子牛(12か月齢未満)	
交雑	肥育牛(12か月齢以上)	36,000円
	子牛(12か月齢未満)	34,000円
乳用	肥育牛(12か月齢以上)	28,000円
	子牛(12か月齢未満)	23,000円

経営支援互助金とその単価

・豚

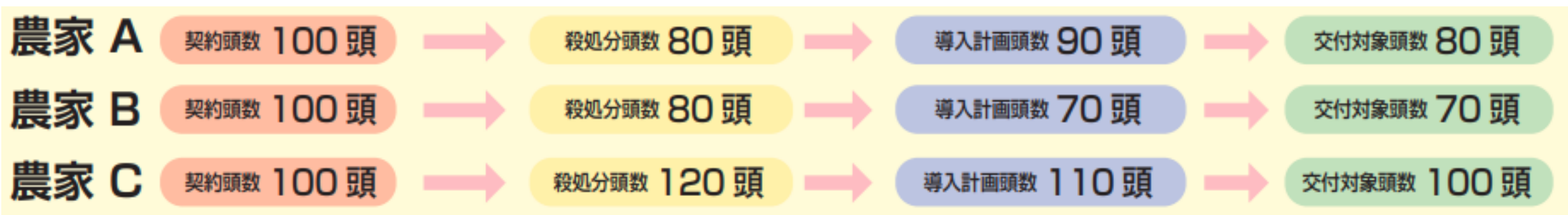
区分	家畜の種類	上限単価
家族型	繁殖用種豚(雌)	48,000円
	繁殖用種豚(雄)	
	肥育豚	10,000円
企業型	繁殖用種豚(雌)	55,000円
	繁殖用種豚(雄)	
	肥育豚	11,000円

互助金の交付

経営支援互助金の交付決定に当たっては、都道府県段階で互助金交付認定委員会を開催し、導入計画及び互助金交付単価の審査を行い、最終的に中央畜産会で互助金交付額認定委員会を開催し互助金交付額を決定します。

互助金の交付対象頭数

互助金は、契約頭数を上限に殺処分頭数又は導入計画頭数のいずれか少ない頭数（交付対象頭数）に基づき交付されます。このため、増頭を予定されている方は増頭後の予定頭数での契約をお勧めします。



※交付された互助金は税金がかかりますので、収入として計上することになります